平成２８年（フ）第６９０号
京都市伏見区下鳥羽広長町204番地　サンシュロス202、前住所京都市伏見区中島河原田町117番地　サザンパーク城南601号室
債務者　伊藤　　孝
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６９１号
京都市伏見区下鳥羽広長町204番地　サンシュロス202、前住所京都市伏見区中島河原田町117番地　サザンパーク城南601号室
債務者　伊藤千津子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８１５号
京都府京田辺市河原東久保田３番地　13―202
債務者　藤岡　勇一
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９１３号
京都市北区西賀茂山ノ森町54番地　ドミールコー303
債務者　近藤　駿佑
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９７７号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　長谷団地８―410
債務者　長谷川房美
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９８１号
京都市上京区油小路通丸太町上る米屋町272番地６　ラ・メール209号
債務者　小池　　定
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１００号
北海道室蘭市高砂町２丁目１番18号
債務者　松本　里子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
山形県鶴岡市大西町38番20号　Ｂ棟
債務者　佐藤　　愛
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第１５８号
愛知県犬山市大字犬山字白山平112番地２
債務者　柴田　裕代
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２４３号
愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地１　江南団地55棟206号
債務者　日比野貞子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２４８号
愛知県犬山市大字羽黒字上前川原４番地１１棟406
債務者　鷲見　治樹
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４２号
岡山県津山市国分寺705番地３
債務者　川元　久子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第６３号
岡山県美作市田渕988番地、前住所岡山県岡山市南区豊成３丁目14番10号　ケイズシティ豊成202号室
債務者　中村　　甫
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第７９号
岡山県久米郡美咲町吉ケ原709番地44
債務者　**菅**　　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１０６号
長崎県諫早市小長井町牧254番地７
債務者　市田　孝平
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
長崎県五島市奈留町船廻329番地３
債務者　田中　正徳
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第１８７号
静岡県富士宮市矢立町340番地
債務者　稲穂恵理子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　静岡地方裁判所富士支部